

秋田大学教育文化学部研究紀要  
教育科学第75集別刷 令和2年3月

## 秋田県における少年自然の家の役割と課題についての一考察

栗林 守・鎌田 信・田仲 誠祐

### Study on the Roles and Problems of Youth Outdoor Education Centres in Akita Prefecture

KURIBAYASHI, Mamoru; KAMADA, Shin ; TANAKA, Seiyu

# 秋田県における少年自然の家の役割と課題についての一考察

栗林 守\*, 鎌田 信\*\*, 田仲 誠祐\*\*

## Study on the Roles and Problems of Youth Outdoor Education Centres in Akita Prefecture

KURIBAYASHI, Mamoru\*; KAMADA, Shin\*\* ; TANAKA, Seiyu\*\*

### Abstract

Almost half a century has passed since the first prefectural youth outdoor education centre was established in the 1970's. During this period, the facilities were primarily used by a large number of students from a range of schools. Analysing expansive usage data has revealed the true scale of the role that these facilities play, as well as the associated problems. Utilising my experience as an instructor, having led groups of students at these facilities; and as a facility director, involved in management, I hope to reflect upon past activity and explore the ideal youth education centre for the future.

**Key words :** overnights group activities, the use as the second school, project adventure, cooperation with communities, lifelong education

### 1 はじめに（研究の目的及び方法）

秋田県には北から県立大館少年自然の家、県立岩城少年自然の家、県立保呂羽山少年自然の家の3か所の県立少年自然の家がある。3所は1970～1980（昭和40～50）年代にかけて設置されてから、多くの学校を中心とする団体や人々に利用され続けて今日に至っている。大館少年自然の家では2016（平成28）年5月に利用者120万人、岩城少年自然の家では2015（平成27）年5月に利用者100万人、保呂羽山少年自然の家では2016（平成28）年5月に利用者90万人をそれぞれ達成している。

学校では学校行事として位置づけた宿泊体験活動や理科、総合的な学習の時間などの学習、子ども会や部活・サークルなどでの合宿、社会人の研修、屋内・屋外での宿泊や日帰りなど利用する側の年齢層や目的、態様は多様であることに対して、運営する側もいろいろな工夫をして魅力ある活動を日々追求して対応している。小学校や中学校の義務教育段階の利用を中心として、幼稚園や保育園の子どもから高校や特別支援学校の生徒、そして社会人まで幅広い年代の利用が継続されている。すなわち長年にわたって学校教育、社会教育を中心とする生涯学習の拠点として重要な役割を果たしてきている。

本稿では小・中学校教員として児童・生徒を引率しての少年自然の家の活用経験、及び保呂羽山少年自然の家での2年間の所長経験を基に、少年自然の家の取組とそ

の役割を明らかにし、利用する側と運営する側双方の立場から見た今日的課題について考察する。なお、研究方法は生涯学習関係機関等の資料・文献等を用いた。

### 2 少年自然の家の役割

#### （1）少年自然の家の変遷

3所の設置年度は大館少年自然の家が1974（昭和49）年と秋田県内では一番早く、続いて保呂羽山少年自然の家が1978（昭和53）年、岩城少年自然の家が1983（昭和58）年である。国立少年自然の家の設置第1号が1975（昭和50）年の国立室戸少年自然の家であることを考えると、秋田県の教育施設や社会教育施設、生涯教育に対する関心は高く、取組も早いと言える。

秋田県では1970（昭和45）年生涯教育プロジェクトチームの立ち上げと第三次総合開発計画の策定、1971（昭和46）年秋田県生涯教育推進要綱の策定、1972（昭和47）年生涯教育推進本部を設置するなど生涯教育全体を見据えた計画策定と、その実施に向けた具体的な取組がすでに始まっていた。当時秋田県知事であった小畑勇二郎氏はその頃検討されていた教育施設約90種類、3,100か所について、生涯教育推進のために体系的に活用して、学習機会の拡充や県民の自発的な学習活動に役立てていくことを考え、施設の体系化に取り組んでいる。また、教育行政及び一般行政において企画し実施するたくさんの教育的事業を、生涯教育の観点と県民の要望や時代の要請から統合するものがないか、調整する必要のあるもの

\* 元秋田県立保呂羽山少年自然の家所長

\*\* 秋田大学大学院教育学研究科

表1 各圏域における教育的施設の体系

生活圏	施設体系			機能
基礎 (町内 集落)	○市民的活動に即応する施設 集落公民館 生活総合センター		○福祉活動に即応する施設 児童館	総合的
一次 (小学校区)	○学校教育等に即応 保育所 幼稚園 小学校	○スポーツ・レクリエーション的要請 児童遊園運動広場	○市民的活動に即応 公民館 (分館)	総合的
二次 (市町村)	○市民的活動に即応 福祉センター 生活改善センター 山村開発センター 青年の家 公民館 (本館) ○福祉活動に即応 へき地保健福祉館	○学校教育等に即応 中学校 ○生涯的要請に即応 市町村農業研修センター ○スポーツ・レクリエーション的要請 プール 体育館 スキー場 ハイキングコース	○文化的要請に即応 図書館 動物園 視聴覚ライブラリー ○市民的活動に即応 農業指導センター 勤労青少年ホーム 少年の家 ○福祉活動に即応 老人憩の家	総合的 及び 専門的
三次 (広域 市町村)	○学校教育等に即応 高校 専修学校 職業訓練校 ○生産的要請に即応 農業研修センター 農山漁家生活近代化センター	○スポーツ・レクリエーション的要請 スキーアークコース キャンプ場 陸上競技場 柔剣道場 遊歩道 いこいの森	○文化的要請に即応 視聴覚ライブラリー ○福祉活動に即応 老人福祉センター	専門的
県域 (県下一円)	○学校教育等に即応 保健婦、看護婦等養成施設 歯科衛生士学校 高等農業学園 農業短期大学 営農大学校 大学 短大 ○生産的要請に即応 沿岸漁民研修所 林業研修所 総合職業訓練センター	○スポーツ・レクリエーション的要請 県立体育館 馬場 県営スケート場 球技場 県民の森 青少年スポーツセンター ○文化的要請に即応 県民会館 図書館 鉱業博物館 美術館 博物館 水族館	○市民的活動に即応 生活センター 青年の家 婦人会館 ○福祉活動に即応 中央児童相談所 児童会館 点字図書館 母子福祉センター	専門的

小畑勇二郎「秋田の生涯教育」より

はないかという視点から教育的事業の体系化についての考えを示している。小畑氏らが本部長を務める1972(昭和47)年の生涯教育推進本部がまとめた体系図を表1に示す。表中にはすでに少年自然の家(少年の家)が盛り込まれており、早い段階から生涯教育全体計画の中に位置づけられていたことが分かる。実際の3所の運営状況をみたととき、幅広い年代層に種々の目的のため利用されており、県の当時の願いや思いが今日に至るまで受け継がれてきている。

## (2) 学習指導要領における宿泊体験活動

小・中学校が少年自然の家のような施設を利用して集団での宿泊体験活動をさせようとするとき、いつ、どこで、何のために、どの学年を、だれが、どのようなことを、どのようにして実施するかなどについて検討することになる。そもそも学校がそのような教育計画の実施を考えようとする動機付けの一つには、学習指導要領によるところが大きい。

小学校学習指導要領(2017(平成29)年告示)では特別活動の〔学校行事〕の内容(1)～(5)のうち(4)遠足・集団宿泊の行事があり、「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を

築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。」と示されている。また、小学校学習指導要領(2017(平成29)年告示)解説では、「遠足・集団宿泊の行事には、遠足、修学旅行、野外活動、集団宿泊活動などが考えられる。特に、児童の発達の段階や人間関係の希薄化、自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえると、小学校段階においては、自然の中や農山漁村等における集団宿泊活動を重点的に推進することが望まれる。」とある。

また、中学校学習指導要領(2017(平成29)年告示)では特別活動の〔学校行事〕の内容(1)～(5)のうち(4)旅行・集団宿泊の行事があり、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての経験を積むことができるようにすること。」と書かれている。中学校学習指導要領(平成29年告示)解説では、「旅行・集団宿泊の行事としては、修学旅行、移動教室、集団宿泊、野外活動などが考えられる。」とされている。「自然の中」「集団宿泊活動」「平素と異なる生活環境」「自然や文化などに親しむ」「野外活動」などの文言が見られ、その趣旨に沿った学校での活動実施が求められているのである。

これまでの学習指導要領を見てみると、小学校学習指導要領（1989（平成元）年告示）では（4）遠足・集団宿泊の行事「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」、中学校学習指導要領（1989（平成元）年告示）（4）旅行・集団宿泊の行事「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」と示されている。学習指導要領はこれまで何回か改訂されてきているが、前述のような学校行事の中で「自然」の文言が付け加えられたのはこの1989（平成元）年に告示されたものからである。学校の場合、自校の教育課程の中に集団宿泊の行事を盛り込む場合にはさまざまな教育的効果を期待して位置づけるが、その基本的な根拠や大きな動機となっているのは学習指導要領ということになる。すなわち、学習指導要領が求める教育内容に対して少年自然の家が貢献することができ、期待される教育効果が発揮できる施設と言える。秋田県では学習指導要領に明記される以前から少年自然の家の活用が図られており、取組が早かったことが分かる。

### （3）宿泊体験活動の有用性

秋田県教育委員会では多様で変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を児童生徒に身に付けさせようと2012（平成24）年度から「わんぱく・3ぱく・体験活動プロジェクト」という事業を推進している。少年自然の家等を利用して2012、2013（平成24、25）年度に実施したモデル事業では、3泊以上の宿泊体験プログラムを18回実施し、延べ467人の小・中学生が参加している。その参加者と保護者に対して事前と事後にアンケート調査を実施して、心理的社会的能力（自律心、社会性、協調性、積極性、自己肯定感など）、徳育的能力（自己規制、思いやり、勤勉、自然への関心など）、身体的能力（生活習慣、環境順応力、生活技能など）など33項目の質問によって、学習指導要領が求める生きる力の分析を行っている。その検証報告によると、3泊以上の宿泊体験活動が「生きる力」の向上に劇的な変容をもたらすことを明らかにしている。主な検証結果は次のように報告されている。

- 1) 自律心、社会性、協調性などの向上に統計的な有意差を確認、効果は1か月後（追跡調査）でも持続
- 2) 明朗性、交友・協調、視野・判断などの項目で、特に高い伸び
- 3) 積極性や自己肯定感などでも、宿泊体験活動の効果を確認

- 4) 保護者も効果を実感（子どもが積極的になり、挨拶や手伝いができるようになった）

写真1のように秋田県教育委員会の広報誌でもモデル事業の検証報告が紹介されている。これは宿泊体験活動に教育的効果があって、人間としての成長に役立つことを明確に示す報告であり、少年自然の家が果たしている役割は大きく有用性の高いことを明示している。



写真1 教育あきた 2012（平成24）年11月号より

### （4）少年自然の家の取組

#### 1) 提供する活動の概要

県北、中央、県南それぞれの地域に立地する3か所の少年自然の家は、それぞれ特徴を持っている。その概要を表2に示す。3所の立地はそれぞれ特徴があり自然に恵まれた環境の中で、子どもたちが自然に触れながら日常とは異なる体験や共同生活を行うことで、心豊かで健やかな成長に繋がることを願った取組がいろいろ行われている。いずれも宿泊施設やテント利用できるキャンプ場、野外食事場、屋内研修室、レクリエーションホール、体育館などを備えている。保呂羽山少年自然の家には少し離れた場所に天体ドームがあり、月や星の観察ができるようになっているなど、3所でそれぞれ特色ある施設や設備が備えられている。こうした施設・設備を備えた少年自然の家を利用するには、次の三つの形態がある。

#### ①団体等の利用

利用する団体が少年自然の家を訪れて、学校等の宿泊体験学習、部活やサークル、スポーツ少年団、子ども会、職場等の研修などを行うもの

#### ②主催事業

少年自然の家が主催し参加者を募集して施設を利用したり、外部に出かけて実施したりするなど、子どもから広く県民の豊かな体験活動の機会を提供するもの

#### ③出前講座

学校や公民館、放課後子ども教室など各種団体からの要請により、所員が出向いてさまざまな活動の指導・支援を行うもの

表2 県立少年自然の家の概要

名称	秋田県立大館少年自然の家	秋田県立岩城少年自然の家	秋田県立保呂羽山少年自然の家
設置年	1974 (昭和 49) 年	1983 (昭和 58) 年	1978 (昭和 53) 年
開所期間	3/1 ~ 10/31	通年	3/1 ~ 10/31
延床面積	3,244㎡	4,503㎡	3,332㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
宿泊定員	196名 (テント200名)	220名 (テント200名)	200名 (テント150名)
施設等	宿泊室18, 研修室, 視聴覚室 レクリエーションホール 野外食事場, キャンプ場等	宿泊室20, 研修室, 創作実習室 体育館, 野外食事場, キャンプ場等	宿泊室19, 研修室, 視聴覚室 レクリエーションホール, 野外食事場, キャンプ場, 天体ドーム等
職員数	12名 (常勤8, 非常勤3, 臨時1)	15名 (常勤7, 非常勤6, 臨時2)	14名 (常勤7, 非常勤5, 臨時2)
立地	大館市街地を一望できる長根山頂上に位置	海と山の両方の活動が経験できる場所に位置	市街地から遠く離れて周りを山で囲まれた場所に位置

2019 (平成 31) 年度 生涯学習・文化財保護-施策の概要-, 少年自然の家要覧より作成

①の団体等の利用については宿泊室での宿泊やテント泊, 野外炊飯, キャンプファイアーなど設置当初から行われて現在でも利用者に人気のあるプログラムが準備されている。登山やハイキング, 草花や野鳥の観察, 屋内での創作活動, 運動なども同様に継続して準備されている。また, 比較的新しいプログラムとしては川や沼でのカヌー体験がある。日頃体験できる場所や機会が少ないことから, 団体からは特に利用希望の多い人気度の高いプログラムになっている。

②の主催事業については, 年間を通じて四季折々の多種多様な催しが3所でそれぞれ準備されており, 年間30回近くを計画している所もある。日程も日帰りから5泊6日の長期に及ぶものまでである。活動場所は施設の中をはじめ, 離れた他の施設や場所の利用もある。参加対象者は子どもや家族, 教員や一般までと幅広いもので, 子どもたちだけでなく広く一般の人々までの幅広い年齢層に対応したプログラムが工夫されている。

③の出前講座は少年自然の家の方から利用者へ向いて行われる活動であり, ちょうど①の逆のパターンとなる。団体からは簡単なゲームや創作活動, スキー指導など種々の要請がある。また, 支障の無い範囲でテントやシュラフなど用具の貸し出し要請にも応じている。

## 2) プロジェクトアドベンチャー (PA)

各団体からの実施要望が多く, 近年注目されているプログラムの一つにプロジェクトアドベンチャー (PA) がある。これはアメリカで開発された体験学習プログラムで, 冒険 (冒険と感じられるように作り出された環境) を活動の柱にし, 途中で生じる課題に対して仲間とのコミュニケーションをとりながら解決していくというものである。活動の途中で自他を尊重したり思いやりする場面が出てくるため, 心の揺れ動きを感じ他と協力し合い, 信頼関係を築いたり達成感を味わったりしながら

心の育成を図ることを目指すもので, 3所には2002 (平成 14) 年から用具設備 (エレメント) が設置されている。いじめ問題を始め仲間とのコミュニケーションをとることが難しくなっていると感じられる事例が増えている学校では, 学習指導要領でも重視される豊かな心の育成に寄与できるものとして, 大きく期待されるプログラムである。プログラムは次のように体系化されている。

<第1段階>アイスブレイク, ウォームアップ

楽しいゲームを行ったり簡単なコミュニケーション活動を伴う活動を通して, グループメンバーが知り合い居心地よく感じ始める場面を提供する。

<第2段階>デイインヒビタイザー (自己抑制の反対語)

低いレベルのリスクに挑戦する活動を通して, 人前で失敗したり恥ずかしいことをするのも平気に感じ始める機会を提供する。

<第3段階>コミュニケーション

人の話に耳を傾ける, 自分の意見や感情を言葉や身ぶりで伝える活動を通して意見や感情を表現する能力を高める機会を提供する。



写真2 PAのようす (ウォール)

#### ＜第4段階＞イニシアチブ（課題解決）

簡単から複雑までさまざまな問題を試行錯誤しながら解決する活動を通して、効果的なコミュニケーションをとり協力し合う機会を提供する。

#### ＜第5段階＞トラスト

身体的、心理的なリスクのある活動を通して仲間といふことで自分が守られていることを実感する機会を提供する。

### 3) セカンドスクールの利用

教育施設等の人的・物的機能を十分に活用し、学校と教育施設等が一体となって郷土の自然や文化との触れ合い体験・共同生活体験、各教科や総合的な学習の時間等の取組を複合的に利用する方法で、秋田県教育委員会が1999(平成11)年から各方面の協力を得て推進しており、少年自然の家もその協力施設の一つである。

その特徴は施設を利用した体験的な学習活動を、各教科や総合的な学習の時間としてカウントできるところにある。少年自然の家では多様な学習の機会を提供することが可能であり、また社会教育主事が学校の教員と連携して授業を実施することでより効果的な学習を行うことができる。学校には利点の多い活用形態であり、教育的効果が大きいものであるため、今後とも取組の継続が期待される。

秋田県教育委員会ではセカンドスクールの利用の手引きを公開しており、その中で期待される効果を次のように示している。

#### ①豊かな人間性が育まれる

・体験的な学習活動を通じて、郷土の自然や文化を愛する心、自律心、協調性、創造性、思いやりの心など豊かな人間性が育まれる

#### ②学習への興味や関心が高まる

・教育施設等の豊かな自然環境や整えられた設備・展示に触れたり、専門職員による指導・支援を受けたりすることで児童生徒の学習への興味や関心が高まる

#### ③学習効果がより一層高まる

・単元の目標やねらいに応じて、教育施設等の特性や機能を生かした学習プログラムを実施することで学習効果が高まる

#### ④教職員の資質向上に結びつく

・生きた教材を活用した授業実践や学校を離れた児童生徒との触れ合い、施設職員との交流等によって教職員の資質向上に結びつく

手引きでは先のプロジェクトアドベンチャーを道徳科と結びつけた活用などが示されており、プログラムとしてのプロジェクトアドベンチャー活用や少年自然の家のセカンドスクールの利用は、利用者の評価からその教育的効果が大きいとされるため、今後とも普及啓発へ期待

が込められている。

### (5) 少年自然の家の管理・運営

秋田県による県立少年自然の家条例が設置について、「自然の中で宿泊その他の活動を集団で行うことにより、心身ともに健全な少年を育成するとともに、県民の生涯学習の振興に資するため、少年自然の家を設置する。」と定めている。これが根拠となり、この目的を達成するために種々の工夫を凝らしながら管理・運営が行われている。少年自然の家を管理・運営する側が重視していることは次のように整理できる。

#### 1) 魅力あるプログラムの準備

これまでのプログラムの改良と新しいプログラムの開発・導入のために研修や情報収集を行う。

#### 2) 安全で安心な場の提供

日常的な活動場所の点検や各種避難訓練など安全を確保するための研修を行う。

#### 3) 地域と連携した運営

地域の人々の講師での活用や運営協議会などで意見をもらうことなどで協力を得る。

#### 4) 施設・設備等の整備と計画的な更新

施設・設備が利用者にとって快適であるために、計画的なメンテナンスを心がける。

#### 5) 教職員研修の場の提供

教員の研修を受け入れて教員としての資質向上に貢献する。

#### 6) 利用者の感想や意見、要望の収集

アンケートなどの調査によって改善点を発見し、実際の運営に生かす。

#### 7) 利用の周知

所の特色や活動内容の広報に努める。

### 3 少年自然の家の課題

#### (1) 利用対象者の拡大に応じた運営の改善

2014(平成26)年の改正で秋田県立少年自然の家条例「第1条 自然の中で集団宿泊訓練を行うことにより、心身ともに健全な少年を育成するため、少年自然の家を設置する。」が「第1条 自然の中で宿泊その他の活動を集団で行うことにより、心身ともに健全な少年を育成するとともに、県民の生涯学習の振興に資するため、少年自然の家を設置する。」に改められた。少年の健全な育成に資する目的に加えて、幅広い年齢層の県民が少年自然の家を利用できるようになった。したがって、これまでの取組を大きく細部にわたって見直し、広く県民の期待に応える努力の継続が大事である。今ある施設・設備やその運用のしかたで充分なのかどうか、これまで主として子どもたちを中心に準備し蓄積されてきたプログ

ラムで間に合うのかどうかなどを検討し、一挙に改善を図ることは難しいことであるため、運営しながらの改善努力の継続が求められる。幅広い年齢層の県民がより一層親しみを持って気軽に利用できる施設となることが期待される。

## (2) より充実、深化した地域との連携

敷地や活動場所の借用など少年自然の家は地域の協力的なしには存在することが難しい。地域の人たちが参加して少年自然の家の運営についての提言をもらうなどの協議会組織もしっかり整えられている。加えて子どもだけでなく、幅広い年齢層の利用者に指導の協力が得られる専門的知識や技能を備えた地域の人々を発掘することが大事である。地域の人たちが講師となって活動を支えたり、ボランティアで清掃活動に参加したりなど密接な関係の維持が欠かせない。今後一層、近隣の施設との連携が進められるべきであり、新たな協力施設の開拓や協力内容の充実が必要と考える。少年自然の家が所有するマイクロバスの活用を図って活動範囲を広げ、プログラムの充実を図る努力も継続させる必要がある。

## (3) 利用者にとって魅力あるプログラムの充実

これまで蓄積されてきたプログラムの更なる改良について不断の努力が必要であり、利用者が魅力を感じるプログラムが準備されていることが基本である。そのためには運用から職員自身が新たなアイデアを生むことも大事だし、新しいプログラムの開発・導入などを含めた情報の収集が欠かせない。

## (4) 利用者の安全、安心に繋がる努力の継続

近年利用者の関心がとても高い項目の一つに「安全、安心」がある。毎年実施されている火災や地震を想定した避難誘導訓練、救急救命研修、食中毒やアレルギー防止研修に加え、日常的に行われている施設・設備や活動範囲内の点検や整備、雷や豪雨、熱中症予防の為の情報収集と情報提供、猿や熊の対応など、利用者が必要とする情報を十分に蓄え、伝える努力が必要である。また、利用者との事前の打ち合わせ等を入念に行い、事故の未然防止に役立てることも大切である。

## (5) 職員の資質向上

職員の資質・能力の向上には継続して努力が必要である。限られた職員数で施設を維持・管理し、利用者の安全を図りながら指導や支援を行い、さらに利用者が気持ちよく活動できる状況を作るために高い専門性が求められる。忙しい毎日の限られた時間の中で、所の内外において最新の情報の交換や研修機会の創設が必要である。

## (6) 研修員の受け入れ拡大

教職員を研修員として少年自然の家で受け入れることは研修員はもちろん学校現場、少年自然の家いずれにとっても利点がある。研修員として活動した教職員はその資質・能力の向上が図られ、学校現場に帰ってから学校にとって大きな力となる。「少年自然の家での研修実施」→「教師が変わる(成長する)」→「教師が変われば児童・生徒が変わる(成長する)」→「児童・生徒が変われば学校が変わる」という好循環が期待される。少年自然の家にとっても、子どもたちの指導を専門とする教職員は即戦力であり、利用者の指導・支援できる職員が増えることに繋がることから利点と言える。また、県民に広く親しまれ、利用される努力の一環として、学生や社会人などの研修受け入れについても、可能な限り広く実施されるべきである。

## (7) 利用者数の確保

県立の施設の運営において利用者数を確保していくことは重要な要素である。費用対効果という側面もあるが、利用者数は施設そのものに対する外部評価と捉えることもできるからだ。表3に利用者数の推移、表4に秋田県の学校数、表5に秋田県の在籍児童・生徒数を示す。表3から2018(平成30)年の利用者数を1999(平成11)年と比べると3所の合計で-37%と大きく減っている。一方、1999(平成11)年と2018(平成30)年の小・中学校数を比べると-33%であり、同じく児童・生徒数は-41%と減っている。すなわち少年自然の家の利用者数は学校数や児童・生徒数の減少に大きく影響を受けていることが分かる。今後の利用者数の維持や向上を図るためには次のような点が大切である。

### 1) 閉所期間中の活用

2か所は閉所期間が定められているため、その間の運営の在り方と周知の工夫が必要である。

### 2) 広報活動の工夫

各地の校長会など種々の機会を捉えての足を使ったこれまでの広報活動に加えて、ネットを利用した魅力ある情報発信を工夫することが必要である。学校に限らず、広く県民に利用してもらうためには、WEBページのこまめな更新と充実が必要である。

## (8) 施設・設備の整備と更新、人員の確保

設置以来長い年月が経過している中で、施設が安全に利用できるようにすることは極めて大事である。さらに利用者は気持ちよく利用したい、つまり新しく清潔な環境で活動したいという思いがある。したがって、施設・設備等の改修や更新などが必要となるが、大きな予算を伴うことから、計画的な検討がなされなければならない。

表3 利用者数の推移

	大館少年自然の家	岩城少年自然の家	保呂羽山少年自然の家	計
2018 (H30) 年	21,617 人	23,438 人	18,422 人	63,477 人
2017 (H29) 年	25,874 人	22,412 人	18,051 人	66,337 人
2016 (H28) 年	24,116 人	21,783 人	18,035 人	63,934 人
2015 (H27) 年	25,735 人	25,854 人	17,932 人	69,521 人
2014 (H26) 年	26,080 人	22,840 人	17,790 人	66,710 人
1999 (H11) 年	30,389 人	39,556 人	31,282 人	101,227 人

2004 (平成 16), 2019 (平成 31) 年度 生涯学習・文化財保護-施策の概要-より作成

表4 秋田県の学校数

	小学校	中学校	義務教育学校	計
2018 (H30) 年	98 校	113 校	1 校	312 校
1999 (H11) 年	327 校	136 校	0 校	463 校

2007 (平成 17), 2019 (平成 31) 年度 教育委員会施策の概要より作成

表5 秋田県の在籍児童・生徒数

	小学校	中学校	義務教育学校	計
2018 (H30) 年	42,115 人	22,593 人	285 人	64,993 人
1999 (H11) 年	69,117 人	40,257 人	0 人	109,374 人

2007 (平成 17), 2019 (平成 31) 年度 教育委員会施策の概要より作成

同様に限られた人員の中で運営が行われているため、少年自然の家の運営側ではさらなる人員の拡充が求められるものの、人事や財政に関わる重要な問題となる。

#### 4 おわりに

少年自然の家を利用することによる教育的効果は、これまで多くの学校の教職員や保護者、関係者等から高く評価されてきている。それは教育に対して少年自然の家が大きな役割を果たしてきているということである。

現代社会は情報通信の進展によるネット社会になっており、学校では近年希薄になってきていると言われる自然や文化と直接触れ合う機会の減少や互いの人間関係、コミュニケーションづくりが上手いいかないケースが増えてきていると心配する教職員が少なくない。現代を生きる子どもたちにとって、あるいはその子どもたちが通う学校にとって、少年自然の家が果たすべき役割の重要性はますます増大している。

また、少年自然の家の利用対象が広がったことにより、幅広い年齢層の県民の利用を意識した少年自然の家の取組への意識改革や運営の在り方の見直しが求められている。それはよりスピード感を持って進められるべきである。多くの県民の期待の声に応えるべくこれまで以上の知恵を出し合い、今まで以上に多くの人から愛され親しまれる施設となるように、それぞれの特色を備えた各少年自然の家のこれからの取組の充実に期待したい。

#### 【引用参考文献等一覧】

- ・古内一樹, 原義彦 (2015): 秋田県における生涯教育推進の展開過程と生涯学習センターの役割, 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要第 37 号 pp.173-180
- ・小畑勇二郎 (1978): 秋田の生涯教育 (財団法人全日本社会教育連合会)
- ・秋田県教育委員会 (2019): セカンドスクールの利用の手引き
- ・秋田県教育委員会 (2004, 2019): 平成 16, 31 年度秋田県の生涯学習・文化財保護-施策の概要-
- ・秋田県教育委員会 (2014): 秋田県立少年自然の家設置目的及び利用手続き等の改訂について
- ・秋田県教育委員会 (2007, 2019): 平成 19,31 年度教育委員会施策の概要
- ・秋田県教育委員会 (2012): 教育あきた 11 月号
- ・秋田県教育庁生涯学習課 (2013, 2014): 平成 24, 25 年度長期宿泊体験活動による児童生徒の変容に関する報告
- ・秋田県立大館少年自然の家 (2019): 令和元年度要覧
- ・秋田県立岩城少年自然の家 (2019): 平成 31 年度要覧
- ・秋田県立保呂羽山少年自然の家 (2019): 平成 31 年度要覧
- ・秋田県立岩城少年自然の家 (2019): プロジェクトアドベンチャー <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1764>
- ・秋田県教育職員必携 25, 29 (2013, 2017)
- ・文部科学省 (2017): 小学校, 中学校学習指導要領 (平成 29 年度告示)
- ・国立教育政策研究所 (2019): 学習指導要領データベース <https://www.nier.go.jp/guideline/>
- ・国立青少年教育振興機構 (2019): 目的・沿革 <https://www.niye.go.jp/about/history.html>



